

様

堺市長 永藤 英機 ⑩

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、  
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。